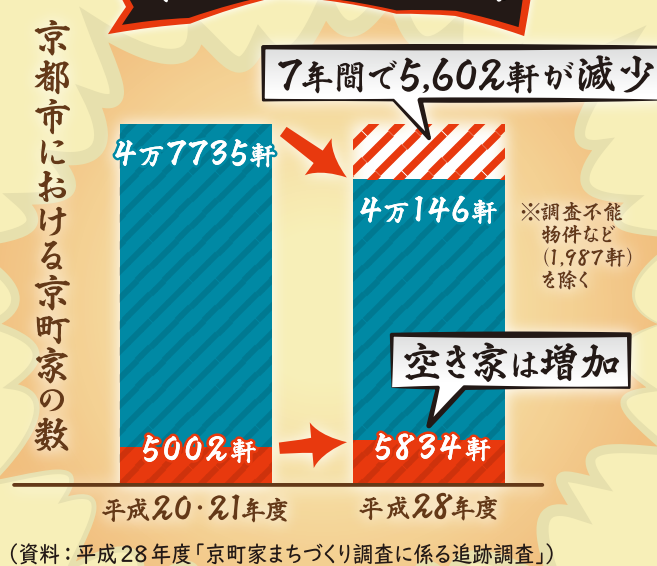


京都が京都であるために



守らなければならない京町家 約4万軒

京都の重大な危機!!



京都の町並み・歴史・文化の象徴である京町家。近年は、京町家に住みたい、京町家で事業をしてみたいといった需要が高まっており、多様な活用が展開されています。一方で、今もなお、京町家の減失に歯止めがかかっていません。平成28年までの7年間におよそ5,600軒が減失しており、1日に約2軒のペースで減少し続けています。

こうした状況から

平成29年11月に「京町家条例」を制定しました。
(京都市京町家の保全及び継承に関する条例)

- ◎ 多様な主体が「みんなごと」として京町家の保全・継承に取り組むこと
- ◎ 早めの相談を促し、改修や活用の方法等について幅広い選択肢を示し、保全・継承につなげるための仕組みを定めています。

更に

京町家に関する様々な取組を総合的・計画的に実施するため

京都市京町家保全・継承推進計画

(平成31年2月策定)

詳しくは、
2,3面へ

平成12年に策定した「京町家再生プラン」から次の新たなステージに進めるための計画として策定したものです。社会情勢や京町家を取り巻く現状を踏まえ、
京町家の保全・継承をより強力に進めていきます!

新たに
策定しました!

どうして京町家を守らないといけなの? 京町家がなくなると...



一度無くなったものを取り戻すことはとても困難です。

京都が京都らしくあり続けるためにも、京町家を次世代に引き継いでいくことが必要です。

発行

京都市都市計画局 まち再生・創造推進室
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話 (075) 222-3503 FAX (075) 222-3478
電子メール machisai@city.kyoto.lg.jp

この印刷物が不要になれば古紙回収等へ!



京都市はSDGsを支援しています。



2030年に向けて
世界が掲げた
「持続可能な開発目標」です

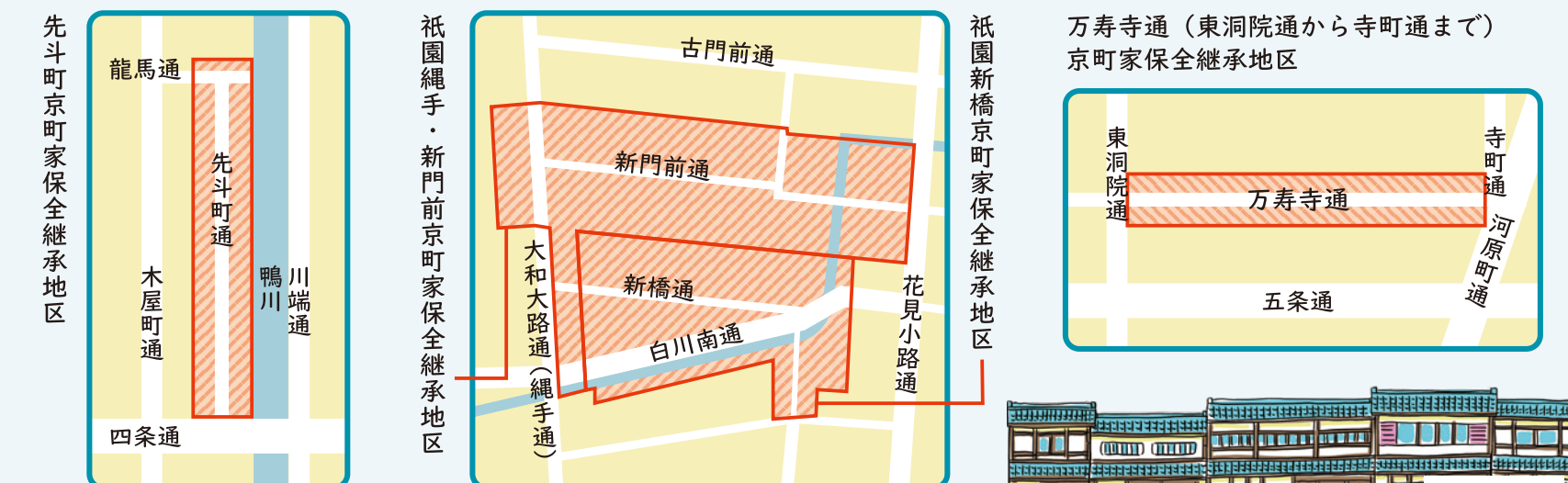


京都市印刷物 第306084号 平成31年3月発行 (本事業は宿泊税を活用しています)

京町家保全継承地区(指定地区)のご紹介

※平成30年12月28日
現在の指定地区

京町家条例においては、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、区域や個別の建物を京都市が指定し、改修助成など様々な支援を行うこととしております。指定された京町家所有者の方方には、できるだけ早い段階での相談を促すため、解体に着手する1年前までの届出をしていただくことになります。今後も、現地調査、地域住民を対象とした説明会の開催を経て、指定地区を拡大してまいります。



地区の詳しい範囲や、個別に指定された京町家(個別指定京町家)については、京都市まち再生・創造推進室の窓口又はホームページからご確認ください。

京町家 指定 検索



個別指定京町家のプレートについて

京町家条例に基づき個別に指定された京町家(個別指定京町家)であることを示すプレートです。京町家の保全に向けた気運を高めるため、掲示にご協力いただける個別指定京町家に取り付けていただいています。



京町家に関する情報冊子を改定しました!

京町家条例の解説、京町家の活用事例、京町家に関する支援制度等、様々な情報をまとめた小冊子として、平成30年3月に発行しました。この度、新たな活用事例の追加や、支援制度の情報を更新するなど、バージョンアップします! ※まち再生・創造推進室の窓口で平成31年4月から配付します。



「京町家とその暮らしの文化」が、「まち・ひと・とこが織り成す京都遺産」に認定されています!

「まち・ひと・とこが織り成す京都遺産(略称:京都遺産)」とは、京都の文化遺産をテーマごとにまとめ、地域性、歴史性、物語性を持った集合体として認定する制度です。「京町家とその暮らしの文化」は平成30年3月に認定されました。※「京町家とその暮らしの文化」のパンフレットを、3月中旬から各区役所・支所等で配架します。是非ご覧ください!



京町家なんでも相談

改修、活用、相続など、京町家に関する様々な悩みにお答えします。

相談方法: 窓口、電話、FAX、Eメール ※専門的な内容については、窓口での相談の後、京町家相談員が対応します。【要予約】京町家相談員: 宅地建物取引士、建築士、大工、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁護士、司法書士、税理士、行政書士

【お問合せ先】京都市景観・まちづくりセンター
☎ 075-354-8701 FAX 075-354-8704 E-mail: machi.info@hitomachi-kyoto.jp
受付時間: 月～土 9:00～21:30 / 日祝 9:00～17:00 ※第3火曜日、年末年始(12/29～1/4)を除く



京町家マッチング制度

京都市に登録された建築関連団体や不動産関連団体の専門事業者(登録団体)が、京町家の改修方法や活用方法、京町家を継承・活用したい方とのマッチングを提案・助言します。

【お問合せ先】京都市都市計画局 まち再生・創造推進室(京町家保全・継承担当)
☎ 075-222-3503 FAX 075-222-3478 E-mail: machisai@city.kyoto.lg.jp



登録団体リストは
こちらからご覧いただけます。

京町家 登録団体リスト 検索



条例や全般的なお問合せはこちらまで! 京町家の保全・継承に関する施策の調査・企画・連絡・調整等を行っています。

お問合せ先 京都市都市計画局 まち再生・創造推進室(京町家保全・継承担当)

☎ 075-222-3503



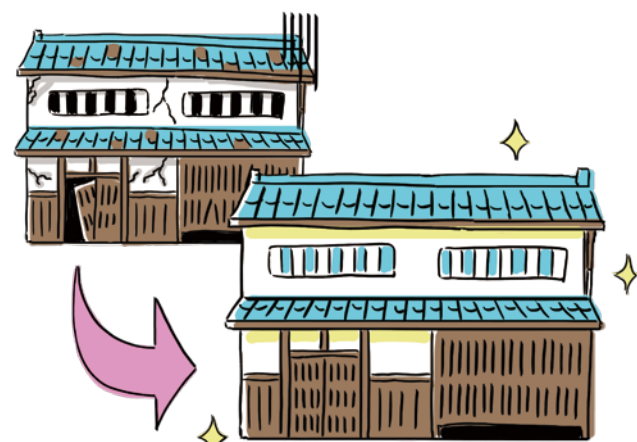
けいしゅうき君

京町家の屋根の上の守り神・鐘馗(しょうき)さんに憧れ、京町家の保全・継承のため日々、活動している。

京都市京町家保全・継承推進計画 今後10年間の主な取組

「不動産流通市場の積極的活用」と「地域の役割の重視」の2点を基本的な考え方として、以下のような取組を実施していきます！

維持修繕及び改修の推進



京町家の適切な改修や日常的な維持管理を様々な角度から支援します。

取組例

- 京町家の改修等に対する助成制度の創設、充実等
- 京町家の改修等における資金調達の円滑化
- 市民活動団体等の取組に関する情報を利用しやすい環境の整備
- 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を活用した建築基準法の適用除外制度の周知等
- 京町家改修マニュアル等による改修事例の普及

改修等に関する 技術・技能の継承の推進

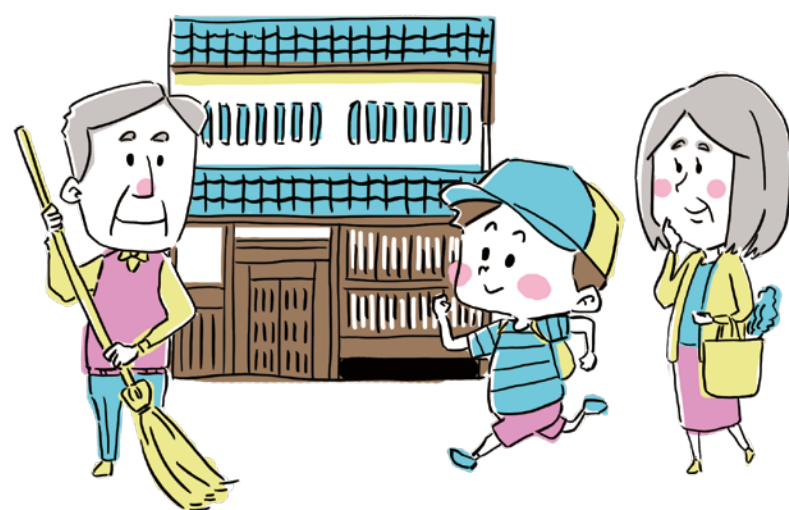


京町家の改修技術・技能等について、京都の木造建築文化の継承につながる、学ぶ機会を充実させます。

取組例

- 専門育成に関する講座の開催
- 建具等の再利用に関する情報発信の充実

自治組織、市民活動団体等 の取組の促進



京町家がある「まち」を、自治組織や市民活動団体等とともに盛り上げます。

取組例

- 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援
- 京町家の保全・継承に意欲的な地区や京町家の指定

各主体の連携・協力の 推進に向けた交流の促進



歴史的建築物の保全や継承についての社会的な機運を高めていきます。

取組例

- 他都市との連携の推進
- 所有者等の交流の促進
- 団体等による協働ネットワークの形成

意識の醸成



京町家所有者や居住者が京町家のことを知り、相談できる環境を充実させます。

取組例

- 京町家に関する様々な情報の効果的な伝達
- 京町家に関する相談員制度の改善
- 事業者団体と連携した相談体制の充実



京町家所有者の子・孫世代や市外の方からも京町家の良さを理解してもらえるよう工夫し、新たな担い手を増やします。

取組例

- 京町家に関する情報の効果的な発信
- 京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成や学習の機会の創出

継承及び流通の促進

どうしても京町家を手放すしかない人から、「京町家の価値を理解する人」につなげる仕組みをつくります。



取組例

- 京町家マッチング制度の整備・運用
- 市の介在する京町家の賃貸モデル事業

相続されずに空き家とされたり、解体されたりすることを防ぐため、相続の円滑化を図ります。



取組例

- 相続に関する相談体制の充実

その他の取組

京町家と認められる新築等の住宅のあり方、誘導策を検討します。

京町家は、元々、広く普及した職住共存型を基本とした「住宅」です。京町家の知恵を継承した、今の世の中に合う新しく建てられる住宅の基準などを決め、これも「京町家」として認め、増えていくように推奨します。

